

別表七（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第59条第3項《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》（震災特例法第17条第1項《被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下この記載要領において同じです。）の規定の適用を受ける場合（平成31年改正前の措置法第67条の5の2第1項《中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例》の規定の適用を受ける場合を含みます。5において同じです。）、法人が法第59条第4項の規定の適用を受ける場合又は法人が平成25年改正前の法（以下1において「平成25年旧法」といいます。）第59条第2項《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》（平成25年改正前の震災特例法第17条第1項《被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含み、平成25年旧法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「適用年度終了の時における資本金等の額6」の欄は、法第59条第4項の規定の適用を受ける場合についてのみ記載します。
- 3 「欠損金の当期控除額7」の欄は、通算法人が法第64条の7第1項第1号から第3号まで《欠損金の通算》の規定の適用を受ける場合には「（別表七（一）「4の計」）又は」を消し、その他の場合には「又は（（別表七（二）「3」の当期分以外の計）＋（別表七（二）「6」の当期分以外の計））」を消します。
- 4 「当期控除額10」の欄は、法第59条第4項の規定の適用を受ける場合には、「(4)、」を消します。
- 5 「11」から「15」までの各欄は、法第59条第3項の規定の適用を受ける場合（通算法人の令第112条の2第8項《通算完全支配関係に準ずる関係等》に規定する適用年度において同項に規定する場合に該当する場合を除きます。）には、記載を要しません。
- 6 「調整前の欠損金の翌期繰越額13」の欄は、通算法人が法第59条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合（同条第3項にあっては、令第112条の2第8項に規定する適用年度において同項に規定する場合に該当する場合に限ります。7において同じです。）には「（別表七（一）「3」－「4」）又は」を消し、その他の場合には「又は（別表七（二）「1」－「3」－「6」）」を消します。
- 7 「欠損金額からしないものとする金額14」の欄は、通算法人が法第59条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には「（当該発生事業年度の(13)と(12)－当該発生事業年度前の(14)の合計額）のうち少ない金額）又は」を消し、その他の場合には「又は（別表七（四）付表「6」）」を消します。
- 8 「差引欠損金の翌期繰越額15」の欄の内書には、法第64条の7第2項に規定する特定欠損金額を記載します。